

# Q-CAT 認定制度

全国タイル工業組合

この規程は、外装タイルと有機系接着剤の組合せ品質認定制度(Quality accreditation system for Combination of organic Adhesive and exterior Tile: 以下 Q-CAT と称する)による認定制度の基本的事項について定めたものである。

## 1. 適用範囲

### 1.1 タイルと接着剤の適用範囲

Q-CAT 認定規格の 1.適用範囲に記す通りとする。

### 1.2 下地材の適用範囲

セメント系下地および窯業系サイディング下地とする。セメント系下地は具体的には、コンクリート((一社)日本建築学会 建築工事標準仕様書・同解説 JASS5 鉄筋コンクリート工事の記載による)、コンクリートを下地として施工されたモルタル(同 JASS15 左官工事の記載による)、押出成形セメント板(JIS A 5441 押出成形セメント板の記載による)、ALCパネル(JIS A 5416 軽量気泡コンクリートパネル(ALC パネル)の記載による)に限る。窯業系サイディング下地は原則として厚さ 14mm 以上且つ NPO 法人住宅外装テクニカルセンター(以下、JTC)製品登録品とする。(3.3 参照)

※有機系下地調整塗材メーカーが指定する有機系下地調整塗材(日本接着剤工業会規格 JAI-18 外装タイル張り用有機系下地調整塗材)は、モルタルと同様に下地材として適用する。

## 2. 定義

この規程で用いる用語の定義は、Q-CAT 認定規格に準ずる。

## 3. 認定区分

認定は表 1 により行う。

型式認定は、タイルと接着剤の組合せを個別に評価しなくとも、組合せ品質が確保されていると認める簡易認定制度である。

個別認定は、型式認定の対象外となるタイルについての認定方法で、型式認定された接着剤の中から指定した接着剤との組合せを個別に評価して認定する制度である。

表 1 認定区分

	一定条件を満たす場合	その他の場合
タイル	型式認定	個別認定
接着剤	型式認定	

### 3.1 タイルの型式認定

タイルは、施工方法を定める判断基準となる「長さ」「面積」「単位面積質量」に基づき、

表2に示す T1～T3 型に区分し認定する。なお、各型式とも、「長さ」「面積」「単位面積質量」の全ての条件を同時に満足することが必要である。

※ この認定区分の項で言う「長さ」「面積」「単位面積質量」とは、いずれも製造業者による製作寸法、及び製作質量を言い、製造時のばらつきによる誤差は考慮しない。

※ 2面で構成される役物タイルについて、「長さ」と「面積」は、A面(表面積の大きい面)で判断し、「単位面積質量」は裏面面積合計に対する質量で計算する。

※ 表2に示す「長さ」「面積」「単位面積質量」の条件を同時に満たす場合でも、別途定める Q-CAT 認定基準を満たさない場合は認定対象外となる。

※ 発足時(平成 21 年 12 月)において型式認定の対象となるのは、単体タイルのT1～T3 型と表張りユニットタイルの T3 型のみである。

表 2 タイルの型式区分

型式	長さ	面積	単位面積質量	例
T1	300mm 以下	900cm <sup>2</sup> 以下	3.5g/ cm <sup>2</sup> 以下 (*1,*2)	300mm 角
T2	300mm 以下	225 cm <sup>2</sup> 以下	3.5g/ cm <sup>2</sup> 以下 (*2)	二丁掛
T3	200mm 以下	100 cm <sup>2</sup> 以下	2.6g/ cm <sup>2</sup> 以下	50 二丁

\*1 2kg/枚を超えるタイルは対象外となる(Q-CAT 認定規格の 1.適用範囲を参照)

\*2 ALC パネル下地では、平物タイルおよび下地処理材や外装タイル張り用有機系接着剤等を含めた総質量が 3.0g/ cm<sup>2</sup>以下とする。

図 1 に長さ幅及び面積(S)の関係による型式(T1～T3)の範囲と、個別認定対象範囲及び認定対象外の範囲を示す。

※ 図 1 では表 2 に示す型式で定める区分のうち、単位面積質量の範囲は表示していないが、長さ幅及び面積(S)が型式範囲であっても、単位面積質量が範囲外である場合は型式認定範囲外となる。なお、この場合は個別認定の対象となる。

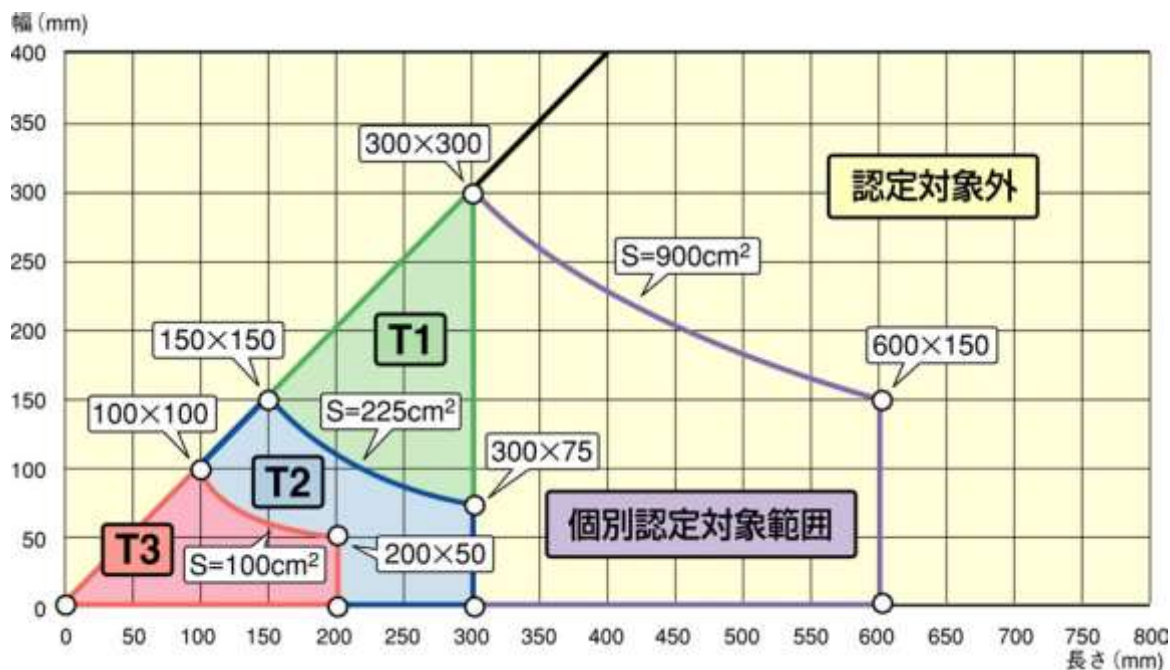


図 1 型式(T1～T3)の範囲とその他の範囲(長さ幅及び面積(S)について)

### 3.2 セメント系下地の接着剤の型式認定

接着剤は、タイルの型式に対応させたずれ抵抗性（※Q-CAT 認定規格参照）の評価によってC1～C3 型に区分し認定する。

※「C」は、セメント系下地に対応することを示す意味。

### 3.3 窯業系サイディング、ジョイントテープおよび窯業系サイディング用接着剤の組合せの型式認定

窯業系サイディング下地は、厚さ 14mm 以上且つ JTC 製品登録品のうち、①窯業系サイディングメーカーから申請のあったもの、②窯業系サイディングメーカーの同意書のあるものまたは③全国タイル工業組合員の販売品で組合員自身が申請するものとする。ただし、耐火の認定を取得している窯業系サイディングは、JTC 製品登録品でなくても良い。

窯業系サイディング、ジョイントテープおよび窯業系サイディング用接着剤の組合せ認定は、タイルの型式に対応させた接着剤のずれ抵抗性（※Q-CAT 認定規格参照）の評価によって Y1～Y3 型に区分し認定する。

※「Y」は、窯業系サイディング系下地に対応することを示す意味。

### 3.4 型式認定されたタイルと接着剤の組合せ品質の認定条件

型式認定されたタイルと接着剤は、表 3 に示す組合せの場合に限り、組合せ品質が認定されるものとする。

※ 表 3 に示す施工方法（くし目ごての条件）と異なる場合は、個別認定が必要となる。

表 3 型式認定されたタイルと接着剤の組合せ品質が認定される条件

タイル	接着剤	施工方法（くし目ごての条件）
T1	C1,Y1	目地詰めありの場合：5mm くし目＋ヴィブラート
T2	C1,C2,Y1,Y2	目地詰めありの場合：5mm くし目 目地詰めなしの場合：5mm くし目平押さえ
T3	C1,C2,C3,Y1,Y2,Y3	目地詰めありの場合：3mm くし目 目地詰めなしの場合：5mm くし目平押さえ

注：3mm くし目…3mm 以上のくし目ごてを使用して、接着剤をくし目を立てて塗付ける。

5mm くし目…5mm 以上のくし目ごてを使用して、接着剤をくし目を立てて塗付ける。

5mm くし目平押さえ…5mm 以上のくし目ごてを使用して、接着剤をくし目を立てて塗付けた後、平らに均す。

### 3.5 タイルの個別認定

個別認定は、型式認定の対象外になるタイルについての認定方法で、型式認定された接着剤と、施工方法（くし目ごての条件）を指定し、その個別の組合せ品質を評価し認定する。ただし、図 1 に示すように、長さは 600mm 以下、面積は 900cm<sup>2</sup>以下を上限とし、それを超えるタイルは、Q-CAT の認定対象外とする。

なお、別途定める Q-CAT 認定基準を満たさない場合は認定対象外となる。

また、個別認定では、タイルと接着剤の組合せ評価を接着剤ごとに個別に行うため、接着剤の型式が同じでも個別に評価が必要となる。

#### 4. 認定方法

Q-CAT 認定規格により評価し、Q-CAT 申請マニュアルに従って申請されたものを、  
Q-CAT 審査・認定規格に基づき審査し認定する。

#### [附則]

1. この規程は、2015 年 11 月 1 日より施行する。

※補足資料

【認定区分の参考事例】

認定区分について、いくつかの事例をあげて説明する。

- (1) 長さ=195mm、幅=45mm(面積=87.75cm<sup>2</sup>)、単位面積質量=2.7g/cm<sup>2</sup>のタイルは、長さと同面積は T3 型の範囲であるが、単位面積質量がその範囲外となるため、T2型か個別認定の対象となる。
- (2) 以下の例に示すように、A,B2種類のタイル形状で構成された表張りユニットタイルの場合、例①の場合は、タイル A、B とともに T3 型の対象範囲内であるため T3 型の対象となるが、例②の場合は、タイル A の単位面積質量がT3 型の範囲外となるため、T1 型、T2 型、もしくは個別認定の対象となる。  
例① タイル A:長さ=195mm、幅=45mm(面積=87.75cm<sup>2</sup>)、単位面積質量=2.4g/cm<sup>2</sup>  
タイル B:長さ=95mm、幅=45mm(面積=42.75cm<sup>2</sup>)、単位面積質量=1.2g/cm<sup>2</sup>  
例② タイル A:長さ=195mm、幅=45mm(面積=87.75cm<sup>2</sup>)、単位面積質量=2.7g/cm<sup>2</sup>  
タイル B:長さ=95mm、幅=45mm(面積=42.75cm<sup>2</sup>)、単位面積質量=1.4g/cm<sup>2</sup>
- (3) 長さ=195mm、幅=45mm(面積=87.75cm<sup>2</sup>)、単位面積質量=2.4g/cm<sup>2</sup>、裏あしの高さ=1.5mmのタイルは、長さと同面積と単位面積質量では T3 型の範囲内であるが、裏あしの高さが、Q-CAT 認定規格を満たしていないため、個別認定の対象となる。

※ その他の場合など、詳しくはQ-CAT 申請マニュアルを参照のこと。

以上

[改定履歴]

- ・平成 21 年 12 月 3 日:補足資料(2)の「T1 型、T2 型、もしくは」を追加
- ・平成 22 年 7 月 1 日: 1.2 の ALC パネルに関する記述の改訂  
「くし目条件」を「くし目ごての条件」に修正  
補足資料(2)の「タイル A、B とともに」に修正
- ・平成 23 年 10 月 1 日:下地材の適用範囲に関する記述に対し「窯業系サイディング」を追加
- ・平成 27 年 11 月 1 日:有機系下地調整塗材の追加
- ・令和 2 年 7 月 31 日:下地材の適用範囲に関する記述に対し「ALC パネル下地」を追加  
表 3 にくし目に関する記述を追加